

平成29年度 第1回  
岡山県広域特別支援連携協議会  
岡山県発達障害者支援地域協議会

日 時 平成29年7月6日(木)  
10:00~11:30  
場 所 ピュアリティまきび

1 開 会

2 報告事項

- (1) 岡山県発達障害者支援地域協議会について
- (2) 本年度の連携協議会・地域協議会の進め方について
- (3) 公開に係る取扱いについて

3 議 題

- (1) 発達障害のある人への相談支援等の実施状況について
- (2) 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト推進ビジョン(案)  
について
- (3) 第3次特別支援教育推進プラン「第1次案」について【別冊】

4 そ の 他

5 閉 会

## 目 次

○ 岡山県発達障害者支援地域協議会について	1
○ 連携協議会及び地域協議会設置要綱	2
○ 委員名簿	5
○ 平成29年度連携協議会及び地域協議会の進め方について	6
○ 公開に係る取扱いについて	7
○ 発達障害のある人への相談支援等の実施状況について	8
○ 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト推進ビジョン（案） について	16

### <参考資料>

○ 発達障害のある人への支援に係る取組について	29
-------------------------	----

## 発達障害者支援法（抜粋）

平成16年12月10日法律第167号

最終改正：平成28年6月3日法律第64号

平成28年8月1日施行

### （発達障害者支援地域協議会）

第十九条の二 都道府県は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者（次項において「関係者等」という。）により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができる。

2 前項の発達障害者支援地域協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

## 岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱

### (目的)

第1条 発達障害のある人のライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備を図るため、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第19条の2の規定に基づき、岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 地域協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 発達障害のある人への早期支援をはじめとするライフステージを通じた支援体制の在り方の検討に関すること
- (2) 発達障害のある人への支援における医療、保健、福祉、教育、労働等の関係分野の連携に関すること
- (3) 発達障害のある人の支援に関わる人材の育成に関すること
- (4) 発達障害への理解の促進に関すること
- (5) その他発達障害のある人の支援の充実に必要な事項に関すること

### (組織)

第3条 地域協議会は、次に掲げる者のうちから、県知事が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局及び機関の職員
  - (2) 学校関係者
  - (3) 岡山県医師会所属の医師
  - (4) おかやま発達障害者支援センターの職員
  - (5) 学識経験者
  - (6) 親の会代表
  - (7) その他知事が適当と認める者
- 2 地域協議会の委員は、岡山県教育委員会が設置する広域特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）の委員を兼務する。
- 3 地域協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

### (委員長)

第4条 地域協議会に、委員長を1名を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員は、委員長の命を受け、地域協議会の業務を処理する。

### (会議)

第5条 地域協議会は、連携協議会と共同し、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、地域協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

### (事務局)

第6条 地域協議会の事務局は、岡山県保健福祉部障害福祉課に置く。

- 2 地域協議会の庶務は、事務局において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱

### (設 置)

第1条 医療、保健、福祉、労働、消費生活、警察、教育等の関係部局・機関、大学、医師会及び親の会（以下「関係機関等」という。）が、相互の連携を図り、障害のある児童生徒に対し、総合的な教育的支援を実施するため、岡山県広域特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県内の支援地域（障害のある児童生徒等にニーズに応じて必要な教育的支援を適切に提供するために岡山県教育委員会が想定する地域をいう。）の範囲に関すること。
- (2) 就学前（小学校又は特別支援学校の小学部就学前までの段階）からの障害のある幼児及びその保護者等に対する教育相談の充実に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (3) 就学中（小・中学校、高等学校又は特別支援学校に就学している段階）の適切な教育的支援の実施に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (4) 就学中から卒業後の社会生活への円滑な移行に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (5) 障害のある児童生徒等に関わる人材の育成に関すること。
- (6) その他関係機関等相互の情報の共有化に関すること。

### (組 織)

第3条 連携協議会は、次に掲げる者のうちから、岡山県教育委員会教育長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 医療、保健、福祉、労働、消費生活、警察、教育の関係部局及び機関の職員
- (2) 学校関係者
- (3) 岡山県医師会所属の医師
- (4) おかやま発達障害者支援センターの職員
- (5) 学識経験者
- (6) 親の会代表
- (7) その他岡山県教育委員会教育長が適当と認める者

2 連携協議会の委員は、岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）の委員を兼務する。

3 連携協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

(委員長)

第4条 連携協議会に、委員長1名を置き、委員長は委員の互選により定める。

2 委員長は、連携協議会を代表し、会務を総理する。

3 委員は、委員長の命を受け、連携協議会の業務を処理する。

(会議)

第5条 連携協議会は、地域協議会と共同して開催し、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、連携協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

(事務局)

第6条 連携協議会の事務局は、岡山県教育庁特別支援教育課に置く。

2 連携協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものほか、連携協議会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年度 岡山県広域特別支援連携協議会  
岡山県発達障害者支援地域協議会 委員名簿

区分	氏 名	所 属	摘要
学識	小 池 将 文	川崎医療短期大学学長	
医療	中 島 豊 爾	(公社)岡山県医師会 理事	
関係機関	河 本 茂 美	おかやま発達障害者支援センター所長	
	片 山 孝 保	岡山市発達障害者支援センター所長	
親の会	石 原 秀 郎	NPO法人岡山県自閉症協会理事長	
保健・福祉	三 浦 智 美	岡山県保健福祉部保健福祉課長	
	山野井 尚 美	岡山県保健福祉部健康推進課長	
	柴 田 義 朗	岡山県保健福祉部子ども未来課長	
	大 西 達 也	岡山県保健福祉部子ども家庭課長	
	竹 田 人 士	岡山県保健福祉部障害福祉課長	
	徳 山 雅 之	岡山県保健所長会会長	
	山 下 富貴子	美作市保健福祉部健康づくり推進課長	
労 働	河 本 清 美	岡山労働局職業安定部職業対策課長	
	豊 田 和 典	岡山県産業労働部労働雇用政策課長	
教 育	福 原 洋 子	岡山県教育庁義務教育課長	
	竹 田 義 宣	岡山県教育庁高校教育課長	
	林 栄 昭	岡山県教育庁特別支援教育課長	
	加 藤 君 子	岡山県総合教育センター特別支援教育部長	
	佐 藤 将 男	岡山県総務部総務学事課長	
学 校	濱 本 琢 也	岡山県特別支援学級設置学校長協会会長	
	西 村 壽 倫	岡山県特別支援学校長会	

平成29年度 岡山県広域特別支援連携協議会及び  
岡山県発達障害者支援地域協議会の進め方について

開催時期	協議内容
第1回 7月6日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 発達障害のある人への相談支援等の実施状況について</li> <li>2 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト推進ビジョン（案）について</li> <li>3 第3次特別支援教育推進プラン「第1次案」について</li> </ol>
第2回 10月 (予定)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの実施状況について</li> <li>2 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（素案）について</li> <li>3 第3次特別支援教育推進プラン「第2次案」について</li> </ol>
第3回 2月 (予定)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの実施状況について</li> <li>2 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（案）について</li> <li>3 第3次特別支援教育推進プランについて</li> </ol>

# 岡山県広域特別支援連携協議会及び岡山県発達障害者支援地域協議会の公開に係る取扱い

岡山県広域特別支援連携協議会及び岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「連携協議会及び地域協議会」という。）の公開に関しては、岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱（平成16年8月26日）及び岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱（平成29年4月1日）に定めるもののほか、この取扱いによるものとする。

## 1 公開基準

以下の各号に該当すると委員が認めるときは、理由を付して、その全部又は一部を非公開とする。一括または会議ごとに公開・非公開を決定する。

- (1) 岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）第7条各号の規定に該当すると認められる場合
- (2) 連携協議会及び地域協議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

## 2 公開の方法

傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものとし、傍聴者の定員、資料提供の方法等については、連携協議会及び地域協議会で決定する。

## 3 会議の開催周知

連携協議会及び地域協議会の開催日の遅くとも1週間前までに以下の事項を岡山県のホームページに掲載することにより行う。

ただし、会議の開催を周知することにより会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずる場合、又は緊急な会議の開催等やむを得ない場合はこの限りでない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 公開又は非公開（一部非公開を含む）の別及び非公開の理由
- (4) 傍聴を認める者の定員及び傍聴手続
- (5) 問い合わせ先

## 4 会議資料及び議事録の公開

- (1) 原則として岡山県のホームページに掲載する。なお、発言委員の氏名は記載しないものとする。
- (2) 上記「1 公開基準」の各号に該当する場合であって、委員が公表することが適当でないと認めるときはこの限りでない。

## 発達障害のある人への相談支援等の実施状況について

### 1 発達障害のある人への支援体制の整備促進

#### (1) 発達障害者支援地域協議会の設置

関係部局、学識経験者、親の会等で構成する発達障害者支援地域協議会を設置し、幅広い意見集約等の下に施策の推進を図る。

また、同協議会の下に、プロジェクト事業ごとに関係課等で構成するワーキンググループを設けて、施策の立案や進め方等について具体的な検討を行う。

#### ○ワーキンググループの構成

テーマ	関係課等	検討内容等
地域支援 (H25~)	<ul style="list-style-type: none"><li>・県健康推進課、子ども未来課、障害福祉課</li><li>・教育庁特別支援教育課</li><li>・県発達障害者支援センター</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・共通支援シートを用いた就学前後に おける情報連携の取組促進</li><li>・乳幼児期における支援体制整備と家 族支援の推進</li></ul>
成人期支援 (H26~)	<ul style="list-style-type: none"><li>・県健康推進課、障害福祉課、 労働雇用政策課</li><li>・教育庁特別支援教育課</li><li>・岡山障害者職業センター</li><li>・県発達障害者支援センター</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・発達障害のある人の職場研修事業及 び企業・自治体向け研修</li><li>・行政、支援機関、企業等の協働による 就労サポート体制の構築</li></ul>
人材育成 (H27~)	<ul style="list-style-type: none"><li>・県健康推進課、子ども未来課、 障害福祉課</li><li>・教育庁特別支援教育課</li><li>・県発達障害者支援センター</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・発達障害者キーパーソン登録・活動 促進事業による多職種連携の促進等 を通じた人材育成</li><li>・公的職域研修の体系化・共通基盤化</li></ul>
医療連携 (H29~)	<ul style="list-style-type: none"><li>・県健康推進課、障害福祉課</li><li>・教育庁特別支援教育課</li><li>・県発達障害者支援センター</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・トータルライフ支援施策の展開方法</li><li>・専門医の養成・確保策、医療ネット ワークの構築等</li><li>・医療と他分野（福祉・教育等）との 連携の在り方</li></ul>

## (2) 県発達障害者支援センターの運営

県発達障害者支援センター（本所：岡山市、支所：津山市）において、発達障害のある人や家族に対する相談支援や就労支援等を行うとともに、市町村のバックアップや関係機関の連携を促進して、全県的な支援体制の充実を図る。

### ○実施体制

名 称	開設年月
おかやま発達障害者支援センター	平成14年10月
おかやま発達障害者支援センター県北支所	平成20年 6月
岡山市発達障害者支援センター（ひか☆りんく）	平成23年11月

### ○主な事業内容

- ・相談支援、発達支援、就労支援
- ・関係機関等との連携（機関コンサルテーション等）
- ・個別支援のための調整会議
- ・普及啓発及び研修

### ○年度別相談支援実績

(単位：人・件)

		H23	H24	H25	H26	H27	H28
県	実支援人員	522	484	501	485	366	388
	延支援件数	2,257	2,404	2,268	1,882	1,354	1,456
岡山市	実支援人員	344	795	897	912	728	898
	延支援件数	438	1,653	2,521	2,797	2,432	2,670
合 計	実支援人員	866	1,279	1,398	1,397	1,094	1,286
	延支援件数	2,695	4,057	4,789	4,679	3,786	4,126

### ○主な相談内容

- ・就労（今後の就労、現在の職場）
- ・家庭生活（家庭でできること、行動障害）
- ・健康、医療（発達障害かどうか、告知後の不安等）
- ・教育（学校、進路）

### (3) 市町村支援体制の整備促進

発達障害のある人が身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、発達障害者支援コーディネーターの配置等により、市町村における相談支援等の充実や地域の関係機関が連携した支援体制の整備を促進する。

#### ○発達障害に係る市町村相談窓口 21市町 (H29.6.30現在)

市町村名	相談窓口名称等	開設年月
倉敷市	倉敷発達障がい者支援センター	平成18年10月
玉野市	たまの発達障害者支援センター	平成20年 4月
笠岡市	子育て支援課	平成18年 4月
井原市	子育て支援課	平成25年11月
総社市	総社市障がい者基幹相談支援センター	平成21年 4月
高梁市	たかはし発達障害者支援センター	平成24年 4月
新見市	新見市障害者地域活動支援センター	平成18年11月
備前市	社会福祉課	平成25年 4月
瀬戸内市	福祉課	平成22年 4月
赤磐市	あかいわ発達障害支援センター	平成22年 4月
真庭市	サポートステーションコスモス	平成21年 4月
美作市	健康づくり推進課	平成24年 4月
浅口市	社会福祉課	平成24年 4月
和気町	健康福祉課	平成25年 4月
早島町	福祉課	平成25年 4月
矢掛町	保健福祉課	平成22年 4月
鏡野町	保健福祉課	平成23年10月
奈義町	健康福祉課	平成26年 4月

津山市	障害福祉課	平成29年 4月
美咲町	健康福祉課	平成29年 4月
吉備中央町	福祉課	平成29年 4月

#### ○年度別相談実績 (単位：人・件)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
実施市町村数	10	14	17	18	18	18
実支援人員	1,256	1,519	1,735	2,434	2,413	2,246
延相談件数	4,974	6,418	8,644	8,424	7,744	7,737

#### (4) 家族支援体制の整備促進

発達障害のある人の保護者で所定の研修を修了したペアレントメンター（信頼できる相談相手）による保護者への相談・助言のほか、保健師や保育士等の地域における家族支援者を養成することにより、家族支援の充実を図る。

##### ○年度別派遣実績

(単位：人・件)

	H 2 6	H 2 7	H 2 8
実派遣件数	4 8	3 3	5 1
延派遣件数	1 3 1	9 2	1 1 0
実派遣メンター数	2 6	2 7	2 4
延派遣メンター数	1 8 5	1 1 2	1 4 6

##### ○依頼機関別派遣実績（平成28年度）

依頼機関	延件数
行政（福祉）	1 3
行政（保健）	1 3
教育	1 4
自立支援協議会	8
公民館	1 2
親の会	3
児童発達支援事業所	1 3
医療機関	5
コーディネーター	2 8
その他	1
計	1 1 0

##### ○活動内容別派遣実績（平成28年度）

活動内容	延件数
啓発研修	1 8
サポートブック作成	3
ペアレント・トレーニング	1 8
茶話会・座談会	4 2
その他（診断前親子教室等）	2 9
計	1 1 0

## 2 発達障害のある人のトータルライフ支援

### (1) 乳幼児期の支援

#### ア 乳幼児期支援体制整備事業

市町村の母子保健・子育て支援・障害福祉・教育等の関係者を対象とした合同研修会の開催等により、市町村における乳幼児期の支援体制整備の推進を図る。

#### イ 子どもの健やか発達支援事業（健康推進課）

各保健所・支所において、児童精神科医などの専門医が発達障害の疑いのある子どもに関する相談を実施するなど、早期発見・早期療育による子育て環境の整備を図る。

#### ウ 障害児等療育支援事業

発達障害の疑いのある子ども等が、身近な地域で療育指導、相談等を受けることができるよう、地域の療育支援施設等が巡回・訪問相談等を行う。

### ○年度別事業実績

年度	委託先	在宅支援訪問療育等指導事業		在宅支援外来療育等指導事業（件）	施設支援一般指導事業（件）
		巡回相談（日）	訪問相談（件）		
H26	(福) 旭川荘	0	172	262	66
	NPO東備	7	10	20	20
	(福) 笠岡市社会福祉事業会	34	0	100	95
	(福) 津山みのり学園	47	9	148	27
	(福) 津山社会福祉事業会	35	0	0	7
計		123	191	530	215
H27	(福) 旭川荘	0	188	186	43
	(福) 笠岡市社会福祉事業会	33	0	129	100
	(福) 津山みのり学園	42	63	114	20
	(福) 津山社会福祉事業会	49	0	0	1
	計	124	251	429	164
H28	(福) 旭川荘	0	123	7	0
	NPO東備	6	10	10	20
	(福) 笠岡市社会福祉事業会	34	0	112	100
	(福) 津山みのり学園	37	60	104	27
	(福) 津山社会福祉事業会	45	0	0	0
計		122	193	233	147

## (2) 学齢期の支援

就学前後の移行期における情報連携の取組について、平成26年度から28年度に5市町村で実施したモデル事業の成果として策定したガイドラインによる取組の県内市町村への普及を図るとともに、就学後についても関係機関の情報連携の取組を進める。

## (3) 成人期の支援

発達障害のある人の職場研修事業の成果等を踏まえた就労支援機関のためのハンドブックの作成や、発達障害のある人の雇用促進に向けた研修会を開催することにより、就労サポート体制の整備を進める。

### ○発達障害のある人の就労状況調査

年度	調査対象	アンケート調査	ヒアリング調査
H27	就労支援機関	15機関 (H26就労移行者数：178人)	9機関
H28	企業等	15企業等(発達障害の雇用者数：73人)	4企業

### ○発達障害のある人の職場研修事業（平成28年度～）

- ・研修期間 3か月
- ・受入人数 2人
- ・受入部署 障害福祉課、特別支援教育課

### ○発達障害のある人の就労支援ネットワーク事業（平成29年度～）

- ・就労支援機関のためのハンドブックの作成
- ・発達障害のある人の雇用促進研修の開催

## (4) 様々なニーズに対応できる幅広い人材の育成

### ア 発達障害児（者）支援医師研修事業

発達障害のある子どもの早期発見及び早期支援等のために、地域の身近なかかりつけ医等を対象とした研修を実施し、発達障害に関する対応力の向上を図る。

### ○H28かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の修了者数 (単位：人)

実施内容	医 師	その他	計
第1回（発達障害早期総合支援研修）	45	130	175
第2回（発達障害精神医療研修）	48	149	197
第3回（発達障害支援医学研修）	37	156	193
計	130	435	565

## イ 発達障害者支援キーパーソン登録・活動促進事業

様々な分野・職域で発達障害者支援に携わる専門職等をキーパーソンとして登録し、研修や交流機会の提供等を通じて、トータルライフ支援の中核的人材の育成を図る。

○発達障害者支援キーパーソンの登録状況 (H29.5.31現在) (単位：人)

分野	登録者数	主な構成員
医療	47	医師、看護師
保健	33	保健師
福祉	88	相談支援専門員、障害福祉サービス事業従事者
教育	58	特別支援学校教諭、特別支援コーディネーター
労働	34	障害者就労・生活支援センター職員
連携調整	37	市町村コーディネーター
家族支援	29	ペアレントメンター
計	329	

○ステップアップ研修 (平成29年度～)

### 1 総合研修 (受講支援)

発達障害児（者）支援に関する基礎的な知識・理論から各ライフステージでの優れた支援の実践等について幅広く学ぶことのできる総合講座の受講を支援する。

#### (1) 旭川莊療育アカデミー・障害児（者）療育総合課程

- ・講座概要 全24回 (H29.5～H29.11)
- ・対象人数 4名

#### (2) 川崎医療福祉大学・自閉症特別講座

- ・講座概要 全25回 (H29.5～H30.2)
- ・対象人数 6名

### 2 専門機関での臨地研修

発達障害児（者）支援の拠点機関での臨地研修を通じて、実践的な支援のノウハウ 等を習得する機会を提供する。

- ・研修場所 岡山県精神科医療センター、県発達障害者支援センター等
- ・研修概要 全12回 (H29.9～H29.11)
- ・対象人数 4名

#### ウ 子どもの心の診療ネットワーク事業（健康推進課）

発達障害のある子どもと家族に早期に適切な支援ができ、乳幼児健診をはじめとした母子保健活動への展開が図られるよう保健師等の研修を行う。

#### エ 発達障害児支援保育士研修事業（子ども未来課）

人間形成の基礎となる乳幼児期において、子どもの発達の特性や課題を踏まえた質の高い保育を推進するために、保育士等を対象とした研修を実施する。

#### オ 児童養護施設等対応機能強化事業（子ども家庭課）

児童養護施設等に入所している発達障害児等への適切な支援のために、施設職員を対象とした研修を実施し、支援技術の向上等を図る。

### 3 発達障害についての正しい理解の促進

発達障害のある人が周囲の正しい理解と適切な支援により、社会の中で自立した生活を送ることができるよう、世界自閉症啓発デーや発達障害啓発週間ににおける関係団体との協働による普及啓発をはじめ、幅広いテーマでのセミナーの開催等を通じて、発達障害に関する県民の理解を促進する。

#### ○普及啓発活動

取組名	主催者	開催場所	開催日
ブルーライトアップ	N P O 法人岡山県自閉症 協会	岡山城天守閣 鶴山公園備中櫓	H29. 4. 2 H29. 4. 2~3
	総社市	備中国分寺五重塔	H29. 4. 2~8
	岡山県発達障害児・者の 親の会連携協議会	J R 岡山駅、倉敷駅 赤磐市内	H29. 4. 2
D V D 上映会	岡山県発達障害児・者の 親の会連携協議会	岡山県生涯学習センター	H29. 4. 16
パネル展示	N P O 法人岡山県自閉症 協会	岡山市役所 津市役所	H29. 4. 12~14 H29. 4. 2~6
懸垂幕の掲出	岡山県	岡山県庁舎	H29. 4. 1~9
啓発チラシ設置	岡山県	県全域	H29. 3. 1~31
電光掲示板へ情報掲載	新見市	新見駅前広場	H29. 4. 2~8
広報誌へ啓発記事掲載	市町村	県全域	H29. 3月号 又は4月号
関連図書の展示等	岡山県立図書館	岡山県立図書館	H29. 3. 22~4. 16
自閉症・発達障害関連 展示	岡山市立中央図書館	岡山市立中央図書館	H29. 4. 1~5. 31
			H29. 11. 1~12. 28

# 発達障害のある人の トータルライフ支援プロジェクト 推進ビジョン(案)

(平成29~32年度)

岡山県発達障害者支援地域協議会  
庁内ワーキンググループ

1

## 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト推進ビジョン 目次

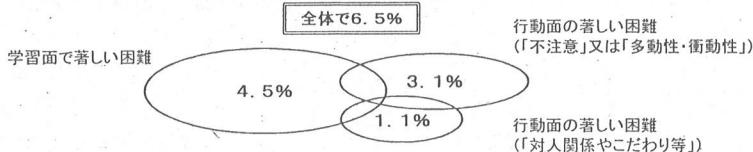
1 発達障害児等の状況について	3
2 プロジェクト推進ビジョンの趣旨等	4
○ 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの基本方針	5
○ 発達障害のある人のトータルライフ支援の推進に向けた県の役割について	6
○ 発達障害のある人のトータルライフ支援体制整備に関する全体フレーム	7
○ 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの全体フレーム	8
3 具体的な施策展開	9
(1) 発達障害のある人の支援体制整備の推進	
① 県における発達障害児(者)支援体制整備	11
② 市町村における発達障害児(者)支援体制整備促進	13
③ 家族支援の体制整備	15
(2) 人材育成の推進	
④ 支援人材の育成	17
(3) トータルライフ支援の推進	
⑤ 乳幼児期(就学前)の支援体制整備	19
⑥ 学齢期の支援体制整備	21
⑦ 成人期の支援体制整備	23
4 プロジェクト期間終了時(平成32年度末)までに目指すべき姿	25

2

## 1 発達障害児等の状況について

(1) 文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」(平成24年)

「知的発達に遅れはないものの、学習面又は行動面で著しい困難を示す(発達障がいの可能性があり特別な教育的支援を必要とする)」とされた公立小中学校の児童生徒の割合は、6.5%と報告されている。(本調査については、支援学校や支援学級の児童生徒は対象とされていない。)



これを岡山県内の小中学校の児童生徒の全体数(平成27年:15万8千人)に当てはめると、県内で10,200人程度の発達障がいの可能性があり特別な教育的支援を必要とする児童生徒の存在が推定される。

(2) 岡山県における発達障害やその疑い等のある幼児児童生徒の割合(%)の推移

(「通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒等への支援状況調査」等)

区分	H20	H24	H25	H26	H27
1歳6か月児健診	9.9	13.0	15.4	16.0	-
3歳児健診	10.8	15.0	17.2	17.4	-
保育所	-	-	18.7	18.5	19.5
幼稚園	8.8	14.8	16.3	16.5	17.6
小学校	6.1	9.5	10.5	11.7	12.6
中学校	3.8	6.7	7.5	8.7	8.4
高等学校	1.9	3.2	4.0	3.7	3.9

注) ① 「1歳6か月児」「3歳児」については岡山県の母子保健資料、「保育所」については「特別な支援を必要とする幼児への支援状況調査」、「幼稚園」「小学校」「中学校」「高等学校」については「通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒等への支援状況調査」によるものである。  
② 「小学校」「中学校」については、通常学級における状況である。  
③ 発達障害の診断の有無にかかわらず、保健師・保育士・教員等の見立てによるものであり、肢体不自由、知的障害等を含む。(「発達障害の診断がある生徒等の割合(H27)」欄については、学校・園が把握している発達障害の診断を受けている幼児・児童・生徒の割合)

- 県内で、発達障害により特別な支援が必要な子どもの割合は「約1割」と推定される。(上記調査より)
- 県内で、不登校の小中学生は「約1800人」、ひきこもりの人(15~39歳)は「約8千人(推計)」→ 背景の一部に発達障害

3

## 2 プロジェクト推進ビジョンの趣旨等

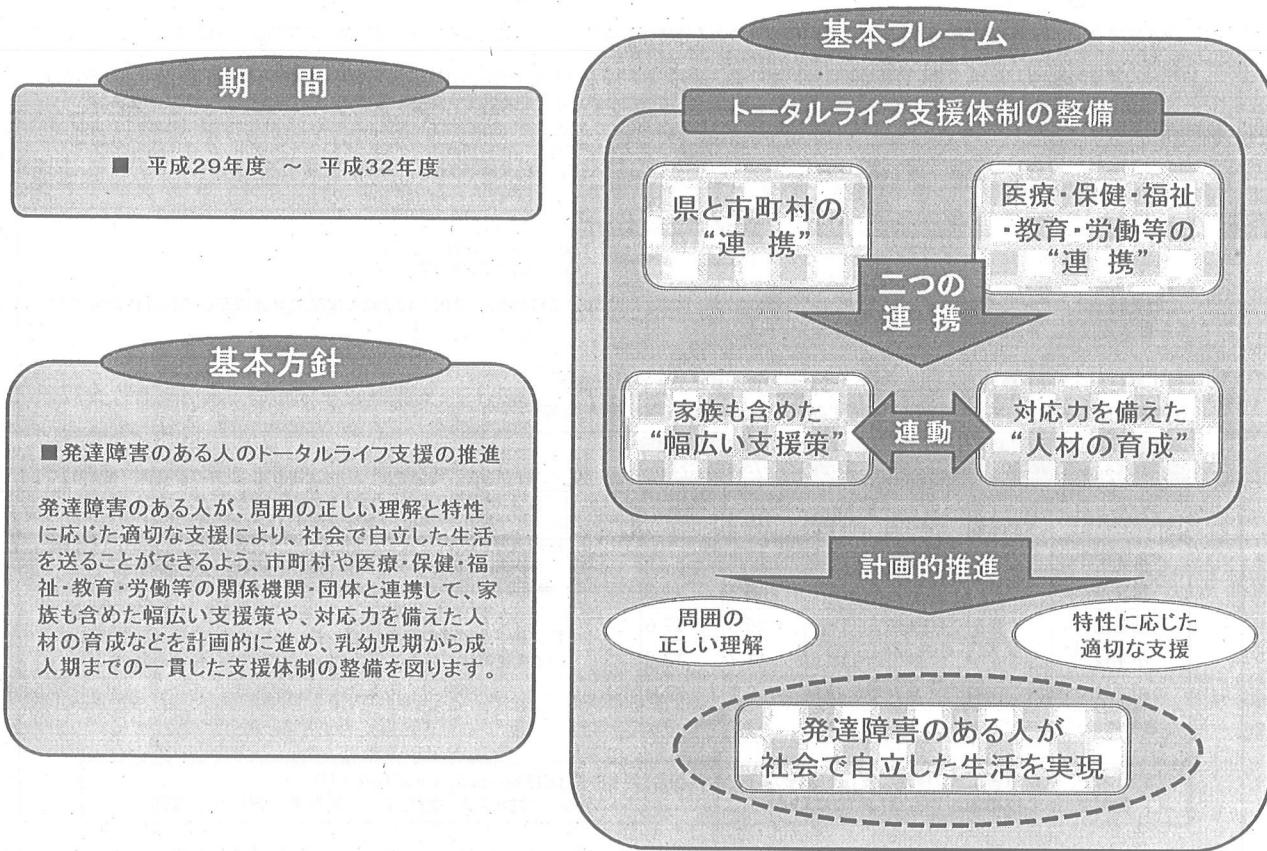
### (1) 趣旨

- 本ビジョンは、「新晴れの国おかやま生き活きプラン」の重点施策である「発達障害のある人のトータルライフ支援」に係るプロジェクトの効果的な推進に向けて、県発達障害者支援地域協議会及び同ワーキンググループの検討等に基づき、今後の施策の展開に係る全体構想を示すものであり、県組織内はもとより、市町村や保健・医療・福祉・教育・労働など各分野の関係機関等との共有の下に、連携して取組を進める。

### (2) 基本的な考え方

- 発達障害のある人が社会で自立して生活していく上で、乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援が重要であるが、ライフステージを通じた支援の推進のためには、県組織内での部局連携はもとより、市町村や各分野の関係機関等との連携が不可欠である。
- そのため、トータルライフ支援の推進に向けて、県自らの役割とともに、今後の施策の方向性や全体フレームを明確にした上で、市町村や各分野の関係機関等と、具体的な連携方策を含め、共有を図る必要がある。  
＜施策の方向性＞
  - 「幅広い支援策の展開」と「そのための人材育成」を連動して進める。
  - 「市町村の支援体制整備」を基盤としつつ、「広域的な支援体制整備」を並行して進める。
  - 関係分野の連携にポイントを置いて、県域の社会資源を総合して進める。(特に、医療と福祉・教育との連携)
- これまでの取組の成果を踏まえ、広く県域の社会資源を生かしながら、本県の実状に即したトータルライフ支援の『岡山県モデル』の構築を目指す。
- 本ビジョンの対象期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間とし、プロジェクトの進捗状況等を踏まえ、見直し・充実を図りながら、取組を進める。

## 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの基本方針



5

## 発達障害のある人のトータルライフ支援の推進に向けた県の役割について

### <状況>

○発達障害者支援法では、発達障害児(者)の“ライフステージを通じた切れ目のない支援”や“関係分野の連携による支援”などの基本的な方向性は示されているものの、具体的な施策の進め方については地方(県・市町村)に委ねられている。

○障害児(者)支援施策において、「保健」「福祉」「教育」分野については、市町村が中核主体である一方で、特に、「医療」「労働」分野については、広域的な体制整備が必要である。

- ・平成29年度～ 健康診査等の母子保健事業の実施主体が市町村に移行
- ・平成18年度～ 障害者自立支援法による障害福祉サービス等 … 市町村が実施主体
- ・平成24年度～ 児童福祉法に基づく障害児の通所サービス等の実施主体が市町村に移行
  - \* 子育て支援施策の主な実施主体は市町村
  - \* 公立小学校・中学校の設置・運営主体は市町村

### <県の役割>

生活と支援の基盤である市町村の体制整備が、まず重要であり、県は、保健・福祉・教育の分野連携を基本とした市町村の体制整備を促進するとともに、特に、「医療」「労働」分野については、市町村域を超える広域的な体制整備を進め(医療分野については専門医療機関等との連携、労働分野については国施策等との連携を図りながら)、本県の実状に即した発達障害児(者)支援の「岡山県モデル」の構築を図る。

#### ●発達障害のある人のトータルライフ支援施策の全体フレームの提示

(例:発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトに係る推進ビジョンの提示)

#### ●市町村の支援体制整備の促進

・市町村の取組の方向性を示すガイドラインの提示、市町村の支援の仕組みづくりのサポート・研修等

(例:共通支援シートを用いた就学前後の情報連携の仕組みづくりのモデル事業とガイドライン等)

#### ●広域的な支援体制整備の推進

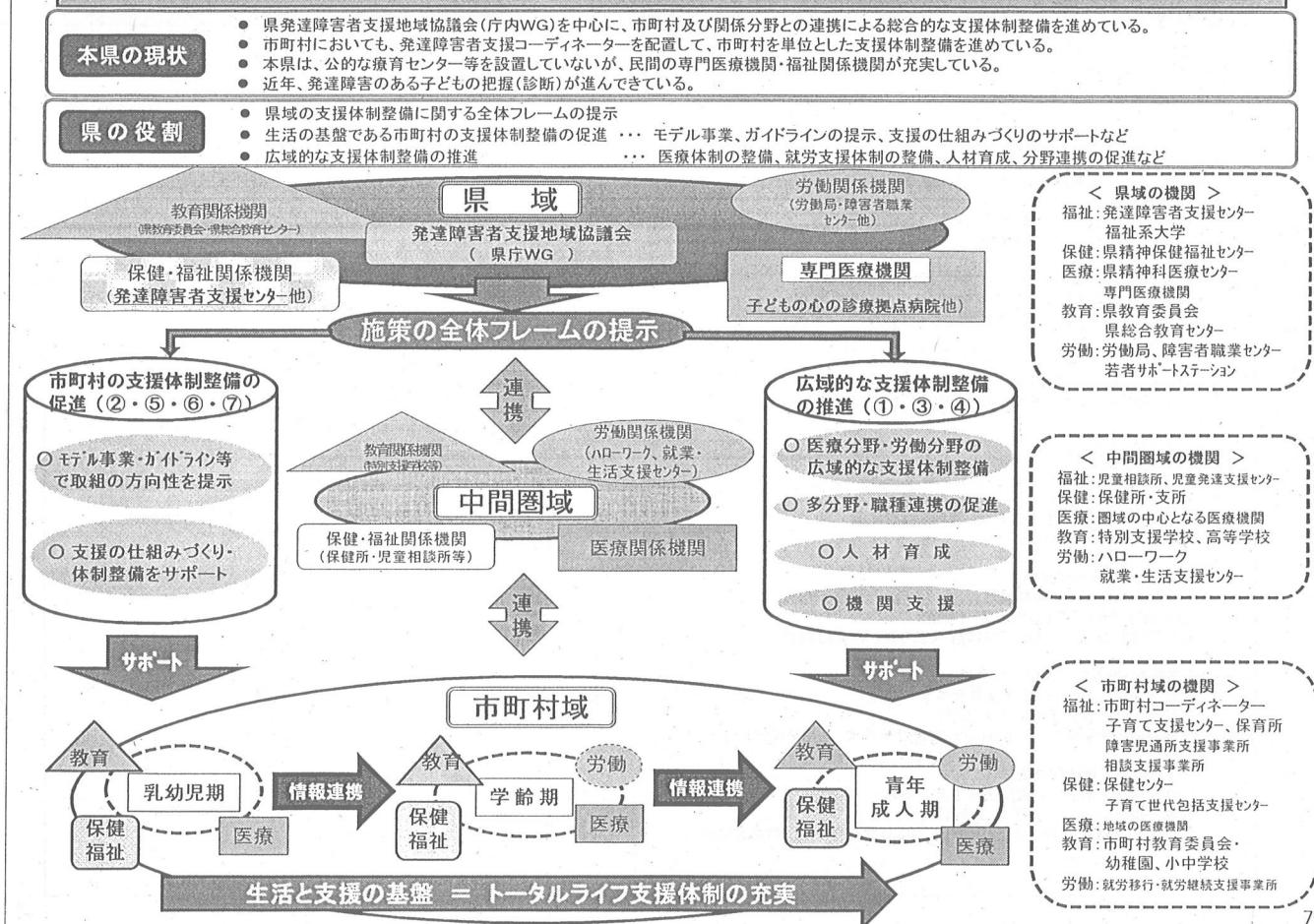
・医療分野のネットワーク整備、就労促進のための施策等

・関係分野の連携促進、人材育成、機関支援等

(例:キーパーソンの登録・活用、各職域研修の実施・充実等)

6

## 発達障害のある人のトータルライフ支援体制整備に関する全体フレーム



## 県と市町村の連携

## 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの全体フレーム

医療・保健・福祉・  
教育・労働の連携

緊密の  
課題

<本県の現況> 発達障害により特別な支援が必要な子どもの割合は「約1割」、不登校の小中学生「約1800人」、ひきこもりの人「約8千人(推計)」

### (1) 発達障害のある人の支援体制整備の推進

- ① 発達障害者支援体制整備事業  
② 体制整備の検討のために、医療分野からのサポートの導入 → 専門医の養成・確保策等の検討

- ② 市町村支援体制整備事業  
③ 支援の要となるコーディネーター配置促進  
(現状)19市町 → (H29)23市町 → (H32)全市町村

- ③ 家族支援体制整備事業  
④ 親支援プログラムの導入・普及  
→ 家族支援の機会を身近に確保

### (2) 人材育成の推進

- 第一期 H26～28  
① 発達障害者支援キーパーソン登録・活用促進事業  
② 幅広い分野から人材の発掘・登録  
研修・交流会  
交流サイトの活用  
多職種連携の促進・共通基盤の共有

### (3) ライフステージを通じたトータルライフ支援の推進

- 就学前後における関係機関連携強化事業  
保育所・幼稚園から小学校への情報連携の仕組みづくり  
5市町で共通支援シートを開発・活用のモデル事業

県ガイドラインの策定(H28)

### ⑦ 成人期支援体制の整備

- ① 職場研修事業  
県機関で職場体験の機会を提供し、就労に関する合理的配慮について学ぶ。

- ② 就労実態調査  
就労状況を支援機関・企業等に調査

- ③ 企業等向け研修会の開催  
職場研修事業の成果等を生かして、就労に関する合理的配慮等を共有

- 行政・支援機関・企業等の協働による就労サポート体制の整備

### ④ トータルライフ支援のための 人材育成

- ①「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」の充実等  
②各職域研修の充実と連携促進  
③登録キーパーソンから職域・地域の中核人材を養成

### ⑤ 乳幼児期支援体制の整備

- ①早期発見と早期支援の仕組づくりのモデル事業  
↓  
県ガイドラインにより取組を普及

### ⑥ 学齢期支援体制の整備

- ①就学前後の情報連携の取組を全市町村に普及  
小中・中高・高大・学職連携の推進

トータルライフ支援を担う対応力を備えた幅広い人材群を創出

成長期における切れ目ない一貫した支援を実現

発達障害のある人が自立して就労できる環境を実現

県内どこでも、自立した生活を送り、社会参加できるよう、トータルライフ支援を実現!!

目標



### 3 具体的な施策展開

発達障害児(者)に対するトータルライフ支援体制を構築するため、市町村や関係分野との連携のもとに、①から⑦の施策を展開していく。

- (1) 発達障害のある人の支援体制整備の推進
  - ① 県における発達障害児(者)支援体制整備
    - 都道府県支援体制整備事業 <拡充>
    - 発達障害者支援センター運営事業 (継続)
    - 発達障害者地域支援体制サポート事業 (継続)
  - ② 市町村における発達障害児(者)支援体制整備促進
    - 市町村支援体制整備事業 (継続)
    - 市町村支援体制のバックアップとフォローアップ (継続)
  - ③ 家族支援の体制整備
    - ペアレンツ・メンター養成・派遣事業 <拡充>
    - 家族支援の支援者養成と地域での取組促進 《新規》
- (2) 人材育成の推進
  - ④ 支援人材の育成
    - 発達障害者支援キー担当者養成事業 <拡充>
    - 発達障害児(者)支援医師研修 <拡充>
    - 専門医の養成促進 (※今後、取組を検討)
    - 公的職域研修 (継続)
- (3) トータルライフ支援の推進
  - ⑤ 乳幼児期の支援体制整備
    - 乳幼児期支援連携強化事業 《新規》
    - 障害児福祉サービス向上の検討 (※今後、取組を検討)
  - ⑥ 学齢期・思春期の支援体制整備
    - 就学前後における情報連携普及事業 (継続)
    - 就学後情報連携の促進 (継続)
    - 学齢期の不適応問題への対応の検討 (※今後、取組を検討)
  - ⑦ 成人期の支援体制整備
    - 発達障害のある人の職場研修事業 (継続)
    - 就労支援ネットワーク事業 《新規》
    - 引きこもり等の社会不適応問題への対応検討 (※今後、取組を検討)

9

### ①～⑦の施策

#### 現 状

- 当該施策分野における取組・事業等の現状について

#### 課 題

- 現状を踏まえた今後の課題について

#### 目指すべき将来の姿

- 現状・課題を踏まえて、現時点で目指すべきと考えられる将来の姿について

#### 成 果 指 標

- 平成32年度末時点で到達すべき目標

#### 具 体 的 取 組

- 平成29年度から平成32年度までの間に実施すべき取組の内容について(※一部は、今後、取組を検討)

#### 今後の進め方

- 平成29年度から平成32年度までの取組みのスケジュール等について

10

## ① 県における発達障害児(者)支援体制整備

### 現 状

- 発達障害者支援体制検討委員会(県の関係部局、学識経験者、親の会等で構成)において、施策の基本方針等を検討するとともに、同協議会の下に、府内関係課及び県発達障害者支援センターによるWGを設置して、施策の具体的な内容や進め方を検討している。
- 中核機関である県発達障害者支援センターが、当事者・家族への相談支援・発達支援・就労支援、市町村や支援機関へのバックアップ支援・関係施策の企画・運営等に当たっている。
- 市町村のコーディネーター・担当者との会議を定期的に開催するなどして、県と市町村との間で施策推進に係る方向性や課題を共有し、施策の全県的な普及を図っている。

### 課 題

#### ○トータルライフ支援の『岡山県モデル』の構築

- 発達障害に係る施策は発展途上の段階にあるが、その展開方法は地方に委ねられており、県が主導的な立場で、県域の社会資源等の状況を踏まえながら、トータルライフ支援の「岡山県モデル」を構築する必要がある。
- 医療と福祉での支援、医療と教育での支援について、相互の理解と連携が十分とは言えない状況があり、また、府内WG等での検討においても、医療の視点を十分に導入できておらず、専門医療機関との連携を強化する必要がある。
- 教育分野と保健・福祉分野との連携事業として「就学前後における関係機関連携強化事業」等に取り組んでいるが、さらに施策展開の全般において、連携を強化していく必要がある。
- 改正発達障害者支援法において、新たに都道府県での「発達障害者支援地域協議会」の設置が規定され、包括的な支援体制整備に向けて司法機関等を含めたより広い分野連携が求められている。

### 目指すべき将来の姿

- 発達障害のある人のトータルライフ支援の「岡山県モデル」により、身近な市町村を単位に、保健・福祉・教育等の分野が連携して、個々の特性や生活環境等に応じた適切な支援を受けられる体制が整備されているとともに、医療・労働の分野に関しても、専門機関を中心とした広域的な支援体制が整備されていることにより、県内どの地域でも、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた切れ目ないサポート体制が構築されている。

### 成 果 指 標

- 発達障害のある人のトータル支援の「岡山県モデル」による施策の方向性について、県と市町村、また、医療・保健・福祉・教育・労働等の分野で共有され、共通の基盤に立って取組が進められている。

11

### 具 体 的 取 組

#### 1 都道府県支援体制整備事業

##### (1) 発達障害者支援地域協議会の設置

- ・現行の発達障害者支援体制検討委員会を発達障害者支援法に基づく発達障害者支援地域協議会に改組して、幅広い意見集約等の下に施策の推進を図る。

##### (2) 発達障害のある人のトータルライフ支援の推進に係る専門医療の視点に基づくサポート事業《新規》

- ・医療連携のための府内WGを設置し、トータルライフ支援の推進に当たり、諸課題への対応策や重要事項への取組方針等について、専門医療分野の中核的な医療者等から、専門的視点に基づく助言等を継続的に受けることにより、施策の効果的な展開を図る。

##### (3) 普及啓発活動の推進(継続)

- ・親の会等との連携による啓発の促進
- ・発達障害者支援セミナーの効果的な実施

#### 2 発達障害者支援センター運営事業(継続) … 相談支援・発達支援・就労支援等

#### 3 発達障害者地域支援体制サポート事業(継続) … 地域支援の推進

### 今後の進め方

	H28	H29	H30	H31	H32
1 都道府県支援体制整備事業	発達障害者支援体制検討委員会	(1) 「発達障害者支援地域協議会」に改組  (2) 発達障害のある人のトータルライフ支援の推進に係る専門医療の視点に基づくサポート事業  (3) 普及啓発活動の推進(親の会等との連携・支援セミナー)			(継続)
2 発達障害者支援センター運営事業		県発達障害者支援センターの運営(相談支援・発達支援・就労支援等)			
3 発達障害者地域支援体制サポート事業			地域支援マネージャーによる地域支援の推進		

12

## ② 市町村における発達障害児(者)支援体制整備促進

### 現 状

- 現在、発達障害者支援コーディネーターが、19市町(発達障害者支援センター設置の岡山市を含む)に配置されており、コーディネーターを中心に、部局横断による支援体制整備が進められている。(8市町村で未配置)
- コーディネーターは、各市町村において相談の窓口となるとともに、関係機関と連携・調整して必要な支援を行っている。
- コーディネーターは、県発達障害者支援センターとの連携の下に、県のプロジェクト事業等を市町村域で展開している。(本県の施策展開の基本フレーム)
- 県は、コーディネーターの配置等により支援体制整備に取り組む市町村に対して補助を行う。(立上げ時の3年間に限り、必要経費の1／2を補助)  
(実施市町村は補助終了後も全て事業を継続している。)

### 課 題

#### ○市町村におけるトータルライフ支援体制の整備促進

- 早期に、全市町村でのコーディネーター配置等による支援体制整備を完成し、県全体が共通フレームのもとに施策を推進できる状況を確保する必要がある。
- 市町村におけるトータルライフ支援のための部局横断体制が未整備であつたり、有効に機能していない場合については、県発達障害者支援センター等によるサポート・フォローアップ等が必要である。

### 目指すべき将来の姿

- 全ての市町村において、コーディネーター配置され、部局横断の推進組織の下で、県発達障害者支援センターと連携しながら、ライフステージを通じた適切な支援が実施されている。

### 成 果 指 標

- 全ての市町村において、コーディネーター配置等による支援体制整備ができている。  
(現行)19市町村 → (H32末)27市町村

13

### 具 体 的 取 組

#### 1 市町村支援体制整備事業（継続）

- 発達障害者支援コーディネーターの配置など、市町村の支援体制整備に要する経費の一部を補助する。  
(立上げ期の3年間の補助、補助率1／2)

※H32年度までに、全市町村で取り組まれるよう、未実施の市町村に対して、早期の実施を働きかける。  
(小規模町村においては、複数町村での共同実施を含め検討)

#### 2 市町村支援体制のバックアップとフォローアップ（継続）

- 県発達障害者支援センターが、市町村コーディネーターの活動等をバックアップするとともに、市町村支援体制の機能状況をフォローアップ(点検・見直し)する。

### 今後の進め方

	H28	H29	H30	H31	H32
1 市町村支援体制整備事業	19市町で体制整備済				
		* 未実施市町村への早期実施の働きかけ → ※H32年度までに全市町村での実施を目指す。			
2 市町村支援体制のバックアップとフォローアップ		県発達障害者支援センターによる市町村コーディネーターの活動等のバックアップ			
		市町村支援体制の機能状況についてフォローアップ(点検・見直し)			

### ③ 家族支援の体制整備

#### 現 状

##### ○ペアレント・メンター養成・派遣事業

- 発達障害のある人の保護者で所定の養成研修を修了したペアレントメンターを登録して、保護者の座談会や研修会等に派遣し、同じ親の立場で家族の不安に寄り添ってサポートする事業を実施している。(登録メンター:31人)

##### ○ペアレント・トレーニングの実施

- 県発達障害者支援センターが、地域の支援者をサポートするかたちにより、現在、県内8か所でペアレント・トレーニングが実施されている。

#### 課 題

##### ○家族支援の重要性

- 乳幼児期から成人期までの全てのライフステージを通じて家族が、一貫した支援の基盤であることから、家族の発達障害への正しい理解や対応、家族が取り組む発達支援のスキルを高めるための支援が重要である。
- 特に、子育てに不安を持つ保護者が孤立することがないように、継続的な支援が必要であるが、現状では、家族支援の機会は限られている。
- 親ができるだけ抵抗感なく、支援の枠組みに入って来られるよう、子育て支援のアプローチから参加できる支援の機会を身近なところに用意していく必要がある。

#### 目指すべき将来の姿

- ペアレント・メンターの意義や役割が県域で広く理解され、家族支援に幅広く、効果的に活用されている。

- ペアレント・プログラムやペアレント・トレーニングなどをツールとして、効果的な家族支援が実践できる支援者が県内に広く養成されており、どの地域においても身近に家族支援の機会が確保されている。

#### 成 果 指 標

- ペアレント・プログラムなどによる家族支援が受けられる機会が、県全域で確保されてきている。

15

#### 具 体 的 取 組

##### 1 ペアレント・メンター養成・派遣事業 <拡充>

- 家族支援のためのメンター派遣の実施(茶話会・座談会、ペアレントトレーニング、啓発研修等)
- メンターコーディネーターによるメンター活動のバックアップ
- 登録メンターへのフォローアップ研修の実施
- 連絡協議会(H28年度設置)により運営体制を整備し、事業内容の充実・向上を図る。
- H29年度以降、メンターの追加養成を実施する。

##### 2 家族支援の支援者養成と地域での取組促進《新規》… ※以下は、実施イメージ案

###### ① 支援者養成研修

- 地域で家族支援を実践できる支援者の養成研修
  - (対象)保健師、保育士・幼稚園教諭・地域子育て支援拠点の支援者、障害児サービス事業所支援員等
  - (区分)3コース(保健師向け、保育士・幼稚園教諭・地域子育て支援拠点の支援者向け、障害児サービス事業所支援員向け)
  - (内容)家族支援の基礎、ペアレントプログラム等の支援ツール、グループワーク

###### ② 研修型のペアレントプログラム等の実施

- ・保護者を対象にしたペアレントプログラム(1コース6回程度)等を実施
- ・研修型プログラムとして、支援者養成(①を修了した地域の支援者が対象)を兼ねて実施

###### ③ 地域におけるペアレントプログラム等による家族支援の実施

- ①・②を修了した支援者が地域でペアレントプログラム等による家族支援を実施 … 県発達障害者支援センターがバックアップ

#### 今後の進め方

	H28	H29	H30	H31	H32
1 ペアレント・メンター養成・派遣事業	○メンター派遣の実施(茶話会・座談会、ペアレントトレーニング、啓発研修等)				
	※連絡協議会を設置	○メンター活動のバックアップ等	○登録メンターへのフォローアップ研修の実施		
	メンター登録 31名	○メンターの追加養成の実施			
2 家族支援の支援者養成と地域での取組促進		① 家族支援を地域で取り組むための支援者養成研修			
		② 研修型のペアレントプログラム等の実施			(継続)
		③ 地域におけるペアレントプログラム等による家族支援の取組促進			

## ④ 支援人材の育成

### 現 状

#### ○各職域研修の実施

- 発達障害に関する研修が各職域(医師・保健師・保育士・教員、特別支援教育コーディネーター等)で実施されている。

#### ○発達障害者支援キーパーソン登録・活用促進事業

- 様々な職域で発達障害児(者)支援に携わる専門職等をキーパーソンとして登録して、多職種連携の促進等により、トータルライフ支援を担う人材の全県的な底上げを目指す取組みを進めている。(H29年3月末の登録者数:323人)

### 課 題

#### ○各職域研修の連携促進

- 現在、発達障害に関する各職域研修は、それぞれ独自に企画・運営されている状況にあるが、全ての研修においてトータルライフ支援のための基本的な視点と基盤が共有される必要がある。

#### ○中核人材の養成・確保

- 多職種が連携して効果的にトータルライフ支援を推進していくためには、各職域ごとに、関係する分野を含む幅広い知見等を備え、当該職域の取組をリードしていく中核人材(リーダー)を養成・確保する必要がある。

#### ○医療人材の確保

- 特に、医療分野においては、発達障害に係る専門医の数が不足している状況にあることから、その養成・確保が必要であり、また、早期発見・早期支援などの対応を効果的に進めためには、身近なかかりつけ医等の発達障害への対応力の向上により、地域の医療者と専門医等が円滑に連携できる体制の整備を進める必要がある。

### 目指すべき将来の姿

#### ○各職域における発達支援の観点の浸透

- 各職域の研修等において、発達支援の観点が十分に導入されていることにより、全ての職域の人材育成過程において、トータルライフ支援ための基本的な視点と基盤が共有されている。

#### ○各職域における中核人材(リーダー)の確保

- トータルライフ支援の観点から各職域の取組をリードしていく中核人材が、職域ごと存在し、これら職域のリーダー間においても十分な連携が図られている。

#### ○専門医の確保及び医療連携の構築

- 発達障害に係る十分な数の専門医が養成・確保され、地域の小児科医等のかかりつけ医と適切な連携が図られている。

### 成 果 指 標

- 発達障害への対応力を備えた人材が、各分野・職域で広く育成されている。  
※発達障害について身近に相談できるかかりつけ医の数(対応力向上研修の受講医師数)…150人(概ね中学校区に一人)
- 各職域ごとに、中核となる人材が養成され、職域間での連携が進められている。

17

### 具 体 的 取 組

1 発達障害者支援キーパーソン養成事業 <拡充> … 派以下は、実施イメージ案
・登録キーパーソンの有効な活用・展開を図るために、登録者に対して、支援の共通基盤の共有のための基本研修や中核的人材の養成を目指す専門研修など多様な研修の機会を提供する。
・特に、専門研修を通じて、トータルライフ支援の観点を備えた各職域の中核の人材(リーダー)を養成する。
※発達障害が関係する種々の公的職域研修について、関係分野による「研修チーム」で、共通の視点に基づく企画・運営を行うことにより、研修内容の体系化や職域間での支援の方向性の共有等を促進し、人材の育成と施策の展開との効果的な連動を目指す。
(基本研修)
① トータルライフ支援の共通基盤の共有のための基本研修 ・登録キーパーソン全員を対象として、多職種の相互理解と交流を目的とした研修(年間2回程度)
② 公的職域研修への参加機会の提供 … 派今後、研修チームにおいて、公的職域研修の在り方と合わせて、今後、取組を検討(専門研修) … 下記③・④の受講者には、キーパーソン事業の効果的な推進のために、一定の役割を求める。
③ 中核人材養成のためのトータルライフ支援のジェネラル研修 ・県内の大学や専門機関が主催する発達障害に関する総合講座への参加をサポートする。
④ 中核人材養成のための専門機関での臨地研修 ・県発達障害者支援センター等での臨地研修
2 医師研修等
(1)かかりつけ医等発達障害対応力向上研修 <拡充>
(2)専門医の養成促進等
・①県における発達障害児(者)支援体制整備の「専門医療の視点に基づくサポート事業」の中で、発達障害に係る専門医の養成・確保策や医療ネットワークの構築、医療と他分野(福祉・教育等)との連携の在り方等について検討
3 公的職域研修 (継続)
発達障害児(者)支援に携わる専門職(保健師、保育士、教員等)について、それぞれの職種ごとに公的職域研修を実施

### 今後の進め方

	H28	H29	H30	H31	H32
1 発達障害者支援キーパーソン養成事業	①トータルライフ支援の共通基盤共有のための基本研修 ※研修チームの編成 … 体系化等の検討	②公的職域研修への参加機会の提供(派今後、取組を検討) ③中核人材養成のためのトータルライフ支援のジェネラル研修 ④中核人材養成のための専門機関での臨地研修			(継続)
2 医師研修等		(1)かかりつけ医等発達障害対応力向上研修 …(2)専門医の養成促進等の検討			
3 公的職域研修			職種(保健師・保育士・教員等)ごとの公的研修		

## ⑤ 乳幼児期の支援体制整備

### 現 状

- 市町村の母子保健事業として、乳幼児健診や要観察児教室が実施されるとともに、市町村や県保健所・支所において、専門医による2次的相談等が実施されている。
- 発達障害のある子どもを含む障害児を対象とした福祉サービスとして、児童発達支援・放課後等デイサービス・障害児相談支援等が指定事業所により実施されている。

### 課 题

#### ○乳幼児健診におけるスクリーニングの状況

- 乳幼児健診における発達障害に係るスクリーニングの方法等については、基本的に、地域の実情に応じて、市町村に任せられている状況にある。

#### ○気づきの段階から支援や診断へのつなぎ

- 発達障害への気づきの段階から支援や診断等に適切につないでいくために、保健師や保育士等の支援者の親に対する対応スキルをさらに一層高めていく必要がある。

#### ○段階的な支援の仕組み

- 発達障害への気づきの段階から、親がしっかりと子どもに向かい、スムーズに適切な支援や診断につなげていけるよう、子育て支援の枠組みから始める段階的な支援の仕組みを用意する必要がある。

#### ○障害児を対象とした福祉サービスの水準の向上

- 児童発達支援・放課後等デイサービス・障害児相談支援等の障害児への福祉サービスについて、個々の発達障害の特性を踏まえた療育や家族支援の充実など、サービス水準の一層の向上を図る必要がある。

### 目指すべき将来の姿

#### ○乳幼児期(就学前)支援体制の整備

- 乳幼児健診等における発達障害の疑いのある児童のスクリーニングについて、全県的に標準化が図られている。
- 全ての市町村において、母子保健・子育支援・障害福祉等の分野が連携して、社会資源等の状況に応じた機能的な乳幼児期支援の仕組みが整備されており、診断前後での適切なサポートが行われている。

#### ○障害児を対象とした福祉サービスの質の確保

- 障害児を対象とした全ての福祉サービス(児童発達支援・放課後等デイサービス・障害児相談支援等)について、適切な療育をはじめトータルライフ支援の視点に基づく適切な支援が実施されている。

### 成 果 指 標

- 合同研修会やモデル事業の成果に基づく県ガイドラインにより、全ての市町村において、地域の社会資源等に応じた機能的な乳幼児期の支援の仕組みづくりに向けて、母子保健・子育支援・障害福祉等の分野連携が進められている。

19

### 具 体 的 取 組

#### 1 乳幼児期支援連携強化事業《新規》 … ※以下は、実施イメージ案

市町村を単位に、地域の社会資源等の状況に応じて、関係機関の連携強化等を図りながら、機能的な乳幼児期支援の仕組みづくりを進める。

- ①現状把握・検討(H28~29) … 全市町村(岡山市を除く)の現状把握(調査・ヒアリング)、課題等の整理、モデル事業のフレーム検討、モデル市町村の選定
- ②合同研修会の開催(H29~) … ①の調査結果等に基づき課題と取組の方向性を県と市町村で共有する。  
H30年度以降、③のモデル事業の取組状況・成果等の共有を図る。
- ③希望市町村によるモデル事業(H29~:2市町村、H30~:2市町村)
  - \* 庁内WGの設置
  - \* 現行の母子保健事業・支援体制・人材・社会資源・機関連携等について点検
  - \* 仕組みの見直し検討 → 2~3年で支援の仕組みを再構築  
(テーマ例)早期発見と早期支援の仕組み、家族支援体制の整備、地域の社会資源に応じた重層的な支援体制など
- ④県庁WGIにおいて仕組みづくりのガイドラインを策定(H30~31)
  - ・人口規模・社会資源等の状況に応じて複数パターンを想定
- ⑤県ガイドラインにより全市町村に取組を普及(H32~)

#### 2 障害児福祉サービス向上に係る対応検討 (※今後、取組を検討)

### 今後の進め方

	H28	H29	H30	H31	H32
1 乳幼児期支援連携強化事業	① 現状把握・検討 モデル市町村の選定	② 合同研修会の開催 ③ 市町村モデル事業(H29~31:2市町村、H30~31:2市町村)			
2 障害児福祉サービス向上に係る対応検討			障害児福祉サービス向上に係る検討(※今後、取組を検討)		⑤ 全市町村への取組普及

## ⑥ 学齢期・思春期の支援体制整備

### 現 状

#### ○就学前後の情報連携

- 「就学前後における関係機関連携強化事業」において、5市町が、保育所・幼稚園から小学校への支援に必要な情報連携の仕組みづくりのモデル事業に取り組んでおり、その成果に基づいて県のガイドラインを平成28年度に策定した。

### 課 題

#### ○就学前後の情報連携の取組みの普及

- モデル事業において成果が確認できた就学前後における情報連携について、ガイドラインによる取組の全県的な普及を図る。

#### ○就学後の連携

- 小中・中高・高大・学職における支援の引継ぎに必要な情報連携について、取組みを進める必要がある。

#### ○不登校等の不適応の問題

- 発達障害が背景にある不登校等の不適応の問題への対応について検討の上、必要な取組を進める必要がある。

### 目指すべき将来の姿

#### ○就学前後の情報連携

- 全ての市町村において、支援に必要な情報が保育所・幼稚園から小学校に効果的に引き継がれる仕組みが整備されている。

#### ○就学後の情報連携

- 全ての市町村において、支援に必要な情報が小学校から中学校に効果的に引き継がれる仕組みが整備されており、また、中学校から高等学校・学校等から就職先への引継についても一定のルール化が図られている。

#### ○不登校等の不適応の問題

- 発達障害が背景にある不登校等の不適応の問題に係る概況が把握されて、対応についての検討が進められている。

### 成 果 指 標

- ▶ 全ての市町村が、就学前後の移行期における発達支援が必要な子どもに係る情報連携の仕組みづくりに取り組んでいる。  
(現在)5市町村 → (H32末)27市町村

21

### 具 体 的 取 組

#### 1 就学前後における情報連携普及事業（継続）

H28年度に県が策定したガイドラインによる取組の普及を行う。

県発達障害者支援センターを中心に、市町村の取組をサポートする。(合同研修会の開催、市町村WGへの参画等)  
5市町(モデル市町) → H32までに全市町村での実施を目指す

#### 2 就学後の情報連携の促進（継続）

○小中連携 …… 就学前後の情報連携を実施した市町村から、小中連携の取組を進める。  
○中高・高大・学職連携 …… 機会を捉えて情報連携の在り方について検討

#### 3 学齢期の不適応問題への対応検討（※今後、取組を検討）

\*発達障害が背景にある不登校等の不適応の問題への対応について検討

※一人一人が笑顔に！就学前からの発達支援事業(県教育委員会)との連携(H28～)

幼稚園・保育所等の集団生活の場において、特別支援学校教員等の専門的人材がアセスメントを行うことで、発達障害等の可能性のある子どもを的確に把握し、個に応じた指導・支援を早期から適切に開始することにより、集団への適応力を高め、小学校段階への円滑な接続を図る。

### 今後の進め方

	H28	H29	H30	H31	H32
1 就学前後における情報連携普及事業	モデル事業(5市町) 県ガイドライン策定				
2 就学後の情報連携の促進		就学前後の情報連携を実施した市町村から、小中連携の取組を進める。 … … …			
3 学齢期の不適応問題への対応検討			… … …	… … …	… … …

## ⑦ 成人期の支援体制整備

### 現 状

#### ○職場研修事業

- 平成28年度から、発達障害のある人に県の機関で職場経験の機会を提供するとともに、県においても発達障害の特性や就労に当たっての合理的配慮等について学ぶための職場研修事業を実施している。

#### ○就労実態調査

- 平成27・28年度において、発達障害のある人の就労に関して、実績のある支援機関と企業等に対して、実態把握のための調査を実施した。

#### ○精神障害者の雇用義務化

- 平成30年度から精神障害者の雇用が義務化され、法定雇用率の引き上げが見込まれる。

### 課 題

#### ○ノウハウ等の普及

- 発達障害のある人の就職や職場定着を推進する上で、就労支援機関に必要な支援のノウハウや雇用する企業等に求められる合理的配慮やサポート内容等について、支援機関や企業等が理解を深め、実践していく必要がある。

#### ○就労サポート体制の構築

- 行政機関・就労支援機関・企業等の協働による就労サポート体制を構築する必要がある。

#### ○引きこもり等の社会不適応の問題

- 発達障害が背景にある引きこもり等の社会不適応の問題への対応について検討の上、必要な取組を進める必要がある。

### 目指すべき将来の姿

#### ○行政機関・就労支援機関・企業等の協働による就労サポート体制の構築

- 県内の多くの企業等において、発達障害のある人の雇用への理解が進み、発達障害のある人の多くが個々の能力を生かして就職し、働き続けることができる環境が整備されている。
- 全ての就労支援機関が、有効な就労支援と企業等との連携により、個々の特性に応じた就職支援を行い、就職後も企業等との協働により、適切に職場定着をサポートしている。

#### ○引きこもり等の社会不適応の問題

- 発達障害が背景にある引きこもり等の不適応に関する概況が把握されて、対応について検討が進められている。

### 成 果 指 標

- 行政機関・就労支援機関・企業等との協働による就労サポート体制の構築に向けた取組が進められている。

23

### 具 体 的 取 組

#### 1 発達障害のある人の職場研修事業（継続）

県機関で職場体験の機会を提供するとともに、県機関は発達障害の特性や就労に当たっての合理的配慮等を学ぶ。  
(期間)3ヵ月程度 (人数)2~3人 (支援)県発達障害者支援センターがジョブコーチ的な立場でサポート

#### 2 就労支援ネットワーク事業《新規》

- ①就労支援ネットワーク推進事業  
発達障害のある人の就労支援機関の連絡組織において、職場研修事業や就労実態調査の成果等を検証し、就労支援や職場定着等のノウハウ、支援機関と企業等が共有すべき視点等を検討・集約した上で、ハンドブックを作成する。  
(H29)就労支援機関のためのハンドブック (H32)企業等のためのハンドブック
- ②発達障害のある人の雇用促進研修事業  
職場研修事業や就労実態調査の成果等に基づき、企業や自治体を対象に、発達障害のある人の雇用促進に向けた研修・報告会を開催する。
- ③協働による就労サポート体制の構築  
上記①②の取組等を通じて、行政機関・就労支援機関・企業等の協働による就労サポート体制の構築を進める。

#### 3 引きこもり等への対応検討（※今後、取組を検討）

\* 発達障害が背景にある引きこもり等の社会不適応の問題への対応について検討

### 今後の進め方

	H28	H29	H30	H31	H32
(1)発達障害のある人の職場研修事業	発達障害のある人の職場研修事業 就労実態調査				
(2)就労支援ネットワーク事業		①就労支援ネットワーク推進事業 ②発達障害のある人の雇用促進研修事業			(継続)
(3)引きこもり等の社会不適応問題への対応検討			③協働による就労サポート体制の構築		

社会不適応の問題への対応について検討

### Ⅲ プロジェクト期間終了時(平成32年度末)までに目指すべき姿

具体的な 施策展開		成 果 指 標
①	県における発達障害児(者)支援体制整備	➢ 発達障害のある人のトータル支援の「岡山県モデル」による施策の方向性について、県と市町村、また、医療・保健・福祉・教育・労働等の分野で共有され、共通の基盤に立って取組が進められている。
②	市町村における発達障害児(者)支援体制整備促進	➢ 全ての市町村において、コーディネーター配置等による支援体制整備ができている。 (現行)19市町村 → (H32末)27市町村
③	家族支援の体制整備	➢ ペアレント・プログラムなどによる家族支援が受けられる機会が、県全域で確保されてきている。
④	支援人材の育成	➢ 発達障害への対応力を備えた人材が、各分野・職域で広く育成されている。 ※発達障害について身近に相談できるかかりつけ医の数(対応力向上研修の受講医師数) ... 150人(概ね中学校区に一人) ➢ 各職域ごとに、中核となる人材が養成され、職域間での連携が進められている。
⑤	乳幼児期の支援体制整備	➢ 合同研修会やモデル事業の成果に基づく県ガイドラインにより、全ての市町村において、地域の社会資源等に応じた機能的な乳幼児期の支援の仕組みづくりに向けて、母子保健・子育支援・障害福祉等の分野連携が進められている。
⑥	学齢期の支援体制整備	➢ 全ての市町村が、就学前後の移行期における発達支援が必要な子どもに係る情報連携の仕組みづくりに取り組んでいる。 (現在)5市町村 → (H32末)27市町村
⑦	成人期の支援体制整備	➢ 行政機関・就労支援機関・企業等との協働による就労サポート体制の構築に向けた取組が進められている。

**〈参考資料〉**

**発達障害のある人への支援に係る取組について**

## 発達障害のある人への支援に係る取組について

### 【 岡山市発達障害者支援センター 】

平成 28 年度 取組 の成 果と 課題	<取組>				
	1	相談支援実績	年度	H25	H26
			実支援人数	897人	912人
			延支援件数	2,521件	2,797件
				H27	H28
				728人	898人
				2,432件	2,670件
	2	発達支援			
		・親子の居場所「ぽかぽか広場」(5会場、年間13回～14回)			
		・社会参加プログラム			
		居場所「りんく」(11回／年)			
		ジョブりんく(10回／年)			
		ボランティア参加(2回／年)			
	3	普及啓発			
		・支援機関向け			
		夜間連続講座(5回開催)			
		講師派遣			
		・市民向け			
		市民講座(2回開催)、ストレスマネジメント講座(1回開催)			
		公民館講座等への講師派遣			
		・その他			
		「ひかりんぱっく」研修			
		企業向け雇用促進セミナー			
	4	他機関への直接協力			
		・幼児健診の心理相談への協力			
		・幼稚園、保育園への訪問支援			
	<課題>				
	1	医療受診待ち、療育開始待ちの保護者の不安軽減			
	2	発達障害のある方の就労支援			
	3	発達障害のある方が地域で安心して暮らせるよう発達障害についての理解をさらに深める。			

<取組方針>

- 医療受診待ち、療育開始待ちの保護者の不安軽減
  - ・生活の場面で日々接している保健師、保育士向け研修会の開催
  - ・親子の居場所「ぽかぽか広場」の開催
  - ・乳幼児健診の心理相談への協力
  - ・保育園等での保護者に対する育児、発達についての相談の実施

○発達障害のある方の就労支援

- ・生活スキル、社会スキルを身に付けるプログラムの実施
- ・お仕事体験、企業見学の実施
- ・余暇支援としての地域のボランティア活動への参加
- ・企業向けセミナーの開催

○発達障害のある方が地域で安心して暮らせるよう発達障害についての理解を深める。

- ・発達障害の理解を深めるための普及啓発・研修等の充実

## 発達障害支援にかかる取組について

### 【 岡山労働局 職業対策課 】

平成 28 年 度  取 組 の 成 果 と 課 題	1 福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業 福祉施設等と連携した「チーム支援」による就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施。 (平成28年度 支援対象者…520名（うち就職 324名）) ※年々支援対象者も増加傾向にあり、トライアル雇用、ジョブコーチ支援、委託訓練等あらゆるメニューを活用しながら、福祉から一般雇用への移行促進が図られた。
	「企業就労理解促進事業」の実施について、平成29年1月17日発達障害者（発達障害者の疑いのある者を含む）等への就職支援に課題を抱えている高等学校、大学、高等専門学校及び専修学校の教職員及び就職支援対象者に対し、発達障害者雇用啓発セミナーを実施。
	2 岡山発達障害者雇用支援連絡協議会（労働局）発達障害者等就労支援連絡協議会（岡山障害者職業センター）を年2回開催（7月28日、2月27日） 「発達障害者就労支援機関ガイドブック」 …事例等の掲載について作業部会を立ち上げ検討 一般高校等…問い合わせ先がわからない→「障害のある方へ鳥瞰図」の活用
	3 障害者トライアル雇用事業の推進 事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するための短期間の試行雇用を実施することにより、障害者雇用を促進する。（平成28年度 開始者…100名） ※障害者と事業主とのきっかけづくりのための支援として、一層の活用促進を行う必要がある。
	4 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの実施 発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じて専門支援機関等に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、きめ細かな相談を実施。 就職支援ナビゲーターによる個別支援実施状況 (平成28年度 支援対象者…151名（うち新規139名）就職97名)
	5 発達障害者に対する関係機関との連携 (1) 国立吉備高原職業リハビリテーションセンター 就職意欲があり、訓練を受講することにより職業的自立が可能であると認められる発達障害者を対象に1年間の職業訓練を実施。（年度中の入所19名：就職8名）

	<p>(2) 岡山障害者職業センター</p> <p>ア 障害者の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し、きめ細かい人的支援の実施。（ジョブコーチ支援）          （平成28年度 開始者…56名；うち21名発達障害者）</p> <p>イ 障害者の就職前の作業支援、職業準備講習等を実施し、基本的労働習慣の習得の支援の実施。（職業準備支援）          （平成28年度 開始者…45名；うち28名発達障害者）</p> <p>(3) 障害者就業・生活支援センター（岡山・倉敷・津山・たかはし）          障害者の身近な地域において就業面等における一体的な支援の実施。          （平成28年度における支援件数…26,192件（うち発達障害230件）</p>
平成 29 年 度 の 取 組 方 針	<p>○上記1～5については、平成29年度も引き続き取組予定である。</p> <p>障害者の雇用推進          「福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業」          関係機関と連携しながら職場実習、意識啓発を総合的かつ効率的に推進</p> <p>特に「企業就労理解促進事業」の実施について、発達障害者（発達障害者の疑いのある者を含む）等への就職支援に課題を抱えている高等学校、大学、高等専門学校及び専修学校の教職員及び就職支援対象者に対し、就労支援セミナー、事業所見学会、障害者就労支援アドバイザーによる助言等により、発達障害者等の就職支援への理解促進を図ることにしている。</p> <p>具体的な取組については、7月19日開催予定の「雇用移行推進連絡会議」で議論をする予定。</p> <p>岡山発達障害者雇用支援連絡協議会（労働局）発達障害者等就労支援連絡協議会（岡山障害者職業センター）における「発達障害者就労支援機関ガイドブック」作成のための作業部会の立ち上げ</p>

## 発達障害のある人への支援に係る取組について

### 【 健康推進課 】

平成 28 年度 取組の成果と課題	<p>○子どもの健やか発達支援事業（保健所実施）</p> <p>（1）子どもの発達支援相談</p> <p>未熟児や障害児又はその疑いのある子どもや、その保護者を対象に、発育や発達等について、児童精神科医、小児神経科医等の専門家による相談を保健所で実施した。</p> <p>（2）すこやか親子支援教室</p> <p>育児困難感を抱え、孤立しがちな親等を対象にグループカウンセリングを行い、育児不安の軽減や、親の育児能力を高めるための支援を保健所で実施した。</p> <p>（3）地域支援連絡会議の開催</p> <p>市町村や医療機関等の関係機関と連絡会議を開催し、発達に問題がある子どもや虐待のリスクのある家庭に対する支援の検討や、保健師や保育士等支援関係者の研修を行った。</p> <p>【課題】地域の児童精神科医等の人材が不足していることから、専門的な相談に応じ適切な支援が行える児童精神科医等の人材確保が必要。</p>
平成 29 年度の取組方針	<p>○子どもの健やか発達支援事業</p> <p>（1）子どもの発達支援相談</p> <p>（2）すこやか親子支援教室</p> <p>（3）地域支援連絡会議の開催</p>

## 発達障害のある人への支援に係る取組について

### 【 子ども未来課 】

平成 28 年 度 取 組 の 成 果 と 課 題	1 発達障害児支援保育士研修事業
	人間形成の基礎となる乳幼児期を過ごす保育所において、子どもの発達の課題や特徴を理解した正しい支援が行えるよう、保育士を対象とした実務研修を実施した。
	<b>【取組の成果】</b> 全体研修・基調講演を実施した後、1グループ10名程度の4つのグループに分かれ、コーディネーターとして配置された臨床心理士等の専門家を中心に、保育園で課題となっている事例を題材としたケーススタディ、現地研修など6回のグループ研修を県内各地で行い、3月に全体研修で総括を行った。 (参加人数：43名)
	上記の研修を通して、発達障害のある子どもたちの支援に向けた保育士の基礎知識及び実践力の向上を図ることができた。
	<b>2 発達障害児への理解を深める保育士研修事業</b> 保育士や保育従事者を対象にして、障害のある子ども一人一人の状態を正しく把握し発達支援していくために必要な知識、技術を学ぶ研修会を実施した。 <b>【取組の成果】</b> 保育所職員を対象とし、発達障害児やその保護者への支援方法、保育所での実際の取組を紹介する講演会及び研修会を実施した。(年2回、参加人数：計204名) 研修を通して、発達障害のある子ども達の支援に必要な知識や技能の向上を図ることができた。
	<b>3 放課後児童健全育成事業等</b> 放課後児童クラブにおいて、発達障害のある児童の受入を促進し、その対応を強化するため、障害児対応専門の指導員を配置するための支援を行うとともに、当該指導員に対して、必要な知識を習得するための研修会を実施した。 <b>【取組の成果】</b> (1) 放課後児童クラブ支援事業 放課後児童クラブへの障害児対応指導員配置に係る経費の一部を補助した。

	<p>(2) 障害児受入強化推進事業、放課後児童クラブ障害児受入サポート事業 障害児を3人以上受け入れている放課後児童クラブのうち、上記(1)の指導員の他に障害児専任指導員を配置した82クラブに対して、経費の一部を補助した。</p> <p>(3) 放課後児童クラブ指導者研修会 放課後児童クラブの指導員等を対象にした研修会を7月に開催した。</p>
平成29年度の取組方針	<p><b>1 発達障害児支援保育士等研修事業について</b> 発達障害児の支援にあたっている保育士のための研修事業は、平成20年度から実施しており、29年度においても、ケーススタディを中心として現場対応力を磨くための「発達障害児支援保育士等研修事業」を実施する。</p> <p><b>2 発達障害児への理解を深める保育士研修事業について</b> 発達障害児への理解を深める保育士研修事業については、発達障害のある子ども達の支援に必要な知識や技能の向上を図るために、保育士や保育従事者を対象として、講演会を中心とした研修を実施する。</p> <p><b>3 放課後児童健全育成事業について</b> 放課後児童健全育成事業については、発達障害のある児童の放課後児童クラブへの受入れを促進し、その対応を強化するため、障害児対応を専門とする指導員を各クラブに配置するための支援を行うとともに、当該指導員が、発達障害児への対応に必要な知識を習得するための研修会を開催する。</p>

## 発達障害のある人への支援に係る取組について

### 【 子ども家庭課 】

平成 28 年度 の 成 果 と 課 題	1 発達障害児の相談、判定業務について
	児童相談所において、発達障害のある子どもの相談支援や判定業務を実施した。  【取組の成果】 発達障害のある子どもの相談支援や判定等を行い、必要に応じ子どもの支援機関との調整や療育機関への紹介を実施した。
平成 29 年度 の 取 組 方 針	2 児童養護施設等対応機能強化事業 個別事例検討会の開催
	児童養護施設に対して、精神科医療機関の協力を得ながら、発達障害児の支援に係る事例検討を行い、職員の資質向上に努めた。  【取組の成果】 個別事例検討会を2箇所で実施。4事例について個々の子どもに応じた支援方法を学ぶことができ、施設全体で情報共有をし、より具体的な支援につなげることができた。
平成 29 年度 の 取 組 方 針	1 発達障害児の相談、判定業務について
	児童相談所において、発達障害児の相談支援や判定業務を実施する。
	2 児童養護施設等対応機能強化事業について
	施設職員が、発達障害児等様々な課題を抱える子どもについて適切な支援ができるように、「事例検討会」及び「研修会」を実施する。

## 発達障害のある人への支援に係る取組について

### 【 労働雇用政策課 】

平成 28 年 度 の 取 組 の 成 果 と 課 題	<p><u>1 障害者就職準備講習会・就職面接会の開催</u></p> <p>岡山労働局等と連携し、特別支援学校の生徒を対象とした就職準備講習会したほか、求職中の障害のある人に対して、障害者の雇用を検討している企業とのマッチングを行う就職面接会を開催し、障害のある人の就業を支援した。</p>
	<p><u>2 障害者委託訓練事業の実施</u></p> <p>障害のある人が身近な地域で多様な職業訓練が受けられるよう企業や社会福祉法人・民間教育訓練機関等へ委託して実施するほか、特別支援学校の就職を支援するため、高等部3年生を対象した委託訓練を実施した。</p>
	<p><u>3 障害者就業・生活支援センター事業</u></p> <p>就業及びこれに伴う日常生活等の支援を必要とする障害のある人に対し、身近な地域において必要な指導や助言、その他の支援を行うため、新たに「たかはし障害者就業・生活支援センター」の指定を行った。</p> <p>備前圏域及び倉敷・井笠圏域に設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、増大し多様化する障害のある人の要望にきめ細やかに対応できるよう支援体制の充実を図った。</p> <p>なお、就業支援分は労働雇用政策課、生活支援分は障害福祉課が所掌した。</p>
	<p><u>4 中小企業等障害者雇用促進事業</u></p> <p>障害のある人の雇用を検討している中小企業等に「障害者雇用促進アドバイザー」を派遣して適切な相談・助言を行うとともに、採用担当者向けの実地研修等を行い、障害者雇用の促進を図った。</p>
平成 29 年 度 の 取 組 方 針	<p>○ 引き続き、次の事業を実施し、障害のある人の雇用促進に努める。</p> <p><u>1 障害者就職準備講習会・就職面接会の開催</u></p> <p><u>2 障害者委託訓練事業の実施</u></p> <p><u>3 岡山県障害者就業・生活支援センター事業</u></p> <p><u>4 中小企業等障害者雇用促進事業</u> など</p>

## 発達障害のある人への支援に係る取組について

### 【 特別支援教育課 】

平成28年度の成果	<b>ア 専門指導員派遣事業</b>
	要請のあった小中高校等へ専門指導員を派遣した。発達障害等のある児童生徒への支援や校内支援体制づくりへの指導助言を行うとともに、専門指導員のみでなく、必要に応じて、専門家チーム員の派遣も行い、各学校における指導・支援について助言等を行った。
	派遣実績：のべ191件 (保・幼19件、小学校107件、中学校31件、高等学校14件、その他20件)
	<b>イ 就学前からの発達障害児への支援体制づくり</b>
	○一人一人が笑顔に！就学前からの発達支援事業【継続】 県内3校の支援学校（西備・東備・誕生寺支援学校）に就学前支援コーディネーターを配置し、幼稚園・保育所・認定こども園に派遣して4歳児を観察し、必要に応じて検討会議（ケース会議など）を通して支援を行った。 巡回実績：8市町を対象に、のべ155回 (幼稚園60回、認定こども園13回、保育所82回)
	<b>ウ 小・中学校における発達障害児への指導力向上事業</b>
	○通常学級における特別支援教育ブロックリーダー活用事業【継続】 2つの中学校区に「通常学級における特別支援教育ブロックリーダー」を配置し、中学校区内の小中学校で指導・支援を行うことで、特別支援教育の校内指導体制や通常学級における特別支援教育の観点を取り入れた授業づくり・学級づくりの推進を図ることができた。 実施校区：2中学校区（配置：津山・北小、勝央・勝間田小） ○多様な学びの場「特別支援教室」事業【継続・拡充】 小中学校の通常学級に在籍する児童の支援として、通常学級の授業改革を行うと共に、特別支援教室を設置して個別の取り出し指導を実施する取組を行った。 実施校：8小学校 (倉敷・葦高小、倉敷・第四福田小、玉野・玉原小、津山・成名小、瀬戸内・牛窓北小、備前・伊部小、勝央・勝央北小、矢掛・矢掛小)
	<b>エ 高等学校における発達障害支援</b>
	○高等支援学校等就労支援充実事業 特別支援学校に配置した就労支援コーディネーターを高等学校に派遣し、今までの進路指導体制に障害者就労を加えた新たな進路指導体制の構築を図った。 支援対象生徒数：12名 ○個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業 発達障害のある生徒の実態把握を踏まえ、自立活動の指導を行うための指導計画を作成し、自立活動の授業を実施した。 実施校：県立岡山御津高
	<b>オ 発達障害児支援フォーラムの開催</b> 発達障害児の不登校の未然予防をテーマに、パネルディスカッションや記念講演を実施して、発達障害児への支援の理解啓発を図った。 参加者数：240名（12月17日・三木記念ホール）

## 発達障害のある人への支援に係る取組について

### 【 特別支援教育課 】

平成 29 年 度 の 取 組 方 針	<u>ア 学校園を支援する特別支援学校のセンター的機能の充実</u>
	○専門指導員派遣事業【継続】 要請のあった小中高校等へ専門指導員を派遣し、発達障害等のある幼児児童生徒への支援や校内支援体制づくりへの指導助言を行うとともに、専門指導員のみでなく、必要に応じて、専門家チーム員の派遣も行い、各学校における指導・支援について助言等を行う。
	<u>イ 就学前からの発達障害児への支援体制づくり</u>
	○一人一人が笑顔に！就学前からの発達支援事業【継続】 県内3校の支援学校（西備・東備・誕生寺支援学校）に就学前支援コーディネーターを配置し、幼稚園・保育所・認定こども園に派遣して4歳児を観察し、必要に応じて検討会議（ケース会議など）を通して支援を行う。
	<u>ウ 小・中学校における発達障害児への指導・支援</u>
	○中学校特別支援学級指導パッケージ充実事業【新規】 モデル校3校に「自立活動エキスパート」を派遣し、巡回指導を行うとともに、発達障害のある生徒への指導の参考となる基本的な指導内容・方法・指導計画・教材等をパッケージとして作成する。
	○通常学級における特別支援教育ブロックリーダー活用事業【継続・拡充】 5つの中学校区に「通常学級における特別支援教育ブロックリーダー」を配置し、中学校区内の小中学校で指導・支援を行うことで、特別支援教育の校内指導体制や通常学級における特別支援教育の観点を取り入れた授業づくり・学級づくりの推進を図る。
	○多様な学びの場「特別支援教室」事業【継続・拡充】 小中学校の通常学級に在籍する児童の支援として、県外の講師を招聘し、通常学級の授業改革を行うとともに、特別支援教室を設置して個別の取り出し指導を実施する取組を行う。
	○特別支援教育支援員の研修会の支援【継続】 特別支援教育支援員の研修会について、単独では開催が難しい市町村教育委員会を対象に当課指導主事が訪問し、特別支援教育支援員の専門性の向上を図る。
<u>エ 高等学校における発達障害児への指導・支援</u>	
○高等支援学校等就労支援充実事業【継続・拡充】 特別支援学校に配置した就労支援コーディネーターを高等学校へ派遣し、今までの進路指導体制に障害者就労を加えた新たな進路指導体制の構築を図る。	
○個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業【継続】 個々の生徒の生活上、学習上の困難さの改善を目的として特別支援学校で行われている領域である自立活動の指導を実際に行うと同時に、個々の生徒の得意な力を伸ばす指導も合わせて行う。	

# 各教育段階ごとの特別支援教育の充実

※H28.4～障害者差別解消法の施行 →国・地方公共団体：差別的取り扱いの禁止  
〔法的義務〕 合理的配慮の不提供の禁止

就学前段階

義務教育段階

高等学校段階

個別の教育支援計画等の作成・活用による情報の引き継ぎ

## 幼稚園・保育園

★発達障害等のある子どもの早期発見・早期対応と小学校段階への円滑な接続

### 【継続】

◎一人一人が笑顔に！就学前からの発達支援事業

- 幼稚園等による4歳児観察
- 特別支援学校専門指導員等による見立て
- 要支援児の指導・支援方針の検討・決定
- 会議で決定した指導・支援方針に基づく日常的な支援
- 小学校への確実な引継ぎ

## 小学校・中学校

- ★通常学級での指導力の向上と特別支援教育の専門性を持った教員の養成
- ★授業のユニバーサルデザイン化と児童生徒の多様性を踏まえた学級づくり
- ★多様な学びの場づくり

### 小中学校における学びの場



### 【新規】

- ◎中学校特別支援学級指導パッケージ充実事業
  - 自立活動エキスパートによる巡回指導
  - 指導パッケージの作成・活用

### 【継続】

- ◎通常学級における特別支援教育ブロックリーダーの活用
  - 特総研等への派遣によるブロックリーダーの養成
  - ブロックリーダーによる校内及び地域内の学校への指導・助言等
- ◎多様な学びの場「特別支援教室」事業
  - 自立活動の視点での教科の個別指導
  - 授業のユニバーサルデザイン化

## 高等学校

- ★障害特性に応じた指導
  - ★進路指導の充実による確実な就労支援
- 【継続】
- ◎個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業
    - 自立活動を取り入れた「特別な教育課程」の研究
- ＜その他の取組＞
- ◎特別支援学校に配置する就労支援コーディネーターによる就労先等の開拓[高等支援学校等就労支援充実事業]
  - ◎高等支援学校専門指導員等による社会人としてのソーシャルスキルトレーニング等の指導[専門指導員派遣事業]

## 特別支援学校

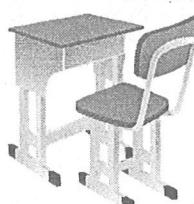
- ★発達障害を含む様々な障害や新たな課題に対応するための指導力の向上
- ★就労支援体制とキャリア教育の充実
- ★特別支援教育のセンター的機能の充実

### 【新規】

- ◎特別支援学校キャリア教育フェア
  - 一般の県民を対象とした実演販売
  - 企業と連携した製品開発

### 【継続】

- ◎特別支援学校における新しい教育課題研究事業
  - ICT活用、居住地校交流、スマート問題等に関する実践研究
- ◎高等支援学校等就労支援充実事業
  - 就労支援コーディネーターによる就労先等の開拓と高等学校への支援
- ◎可能性にチャレンジ～特別支援学校技能検定～
  - 清掃・PC技能・接遇・流通に関する検定の実施
- ◎ジョブマッチング～特別支援学校生徒のためのジョブフェア～
  - 特別支援学校高等部生徒が複数の企業担当者と直接話をする機会の提供
- ◎専門指導員派遣事業
  - 小・中学校等への指導・助言を行うため、特別支援学校教員を派遣



指導 助言(センター的機能)

特別な支援を必要とする子どもの自立と社会参加

# 発達障害支援にかかる取組について

【 岡山県総合教育センター 】

- 総合教育センターでは、研修講座、学校支援（学校力向上サポートキャラバン事業）、学校コンサルテーション事業などの総合的な取組により、教師、学校の専門性の向上に努めている。

## I. 研修講座

- 1 発達障害研修講座（3回） 幼・小・中・高・特対象

▽ 1回目 8月5日（金） 92名受講

・青年期の発達障害のある生徒の指導・支援について考える

▽ 2回目 8月9日（火） 151名受講

・発達障害の特性や合理的配慮等の基礎基本を理解をする

▽ 3回目 8月26日（金） 59名受講

・実態把握（アセスメント）に基づいて支援を考える

- 2 特別支援教育コーディネーター研修講座（2回） 特別支援教育コーディネーター対象

・特別支援教育コーディネーターの役割を理解し、個別の教育支援計画作成に係る演習を通して校内支援体制の確立について方向性を考える

▽ 新任特別支援教育コーディネーター研修講座 5月20日（金） 100名受講

▽ 高等学校特別支援教育コーディネーター研修講座 9月16日（金） 63名受講

- 3 通常の学級における特別支援教育の観点を取り入れた授業作り研修講座（2回） 小・中・高・特対象

▽ 1回目 8月16日（火） 80名受講

・通常の学級における特別支援教育の観点を取り入れた授業づくり基礎

▽ 2回目

・サテライト研修講座 小学校国語 10月19日（木） 12名受講

小学校算数 10月13日（木） 15名受講

- 4 通級指導教室担当者発達障害研修講座 幼・小・中・高・特対象

▽ 8月1日（月） 17名受講

・通級指導教室における発達障害のある子どもの理解と支援

- 5 就学前特別支援教育研修講座 幼稚園・認定こども園・保育所対象

▽ 8月10日（水） 98名参加

・特別支援教育の視点に立った幼児に対する指導・支援

\*その他、発達障害に関する内容（講義）は、校長全員研修講座（小・中・高）、副校长・教頭全員研修（小・中・高）、初任研、小・中学校特別支援学級等新任担当教員研修講座、特別支援学級授業力アップ研修講座、特別支援学校授業力アップ研修講座、事務研修講座の一部でも取り上げている。

## II. 学校力向上サポートキャラバン事業

- 県内の市町村立の小、中学校通常学級、特別支援学級、特別支援学校への授業づくり、学級づくりへの支援 67回

## III. 教育相談・学校コンサルテーション

- 面接相談、電話相談

- 小・中学校等に出向いての学校コンサルテーション（校内支援体制の確立）

39回（小学校26回、中学校8回、高等学校2回、特別支援学校2回、その他3回）

## IV. 課題

- ①特別支援教育の観点を取り入れた授業づくりに関する研修講座の充実を図る。  
②発達障害等のある幼児児童生徒に対する個別の教育支援計画の作成・活用及び機能的な校内支援体制づくりを推進する研修講座や学校支援の更なる充実を図る。

平成29年度方針

## I. 研修講座の実施

### II. 学校力向上サポートキャラバン事業の実施

・市町村の小・中学校 公立高等学校・特別支援学校への支援

### III. 教育相談・学校コンサルテーション事業の実施

・県内の教育関係機関への周知

・学校の校内支援体制確立ための助言、学校訪問後のフォローアップ

・担当者のスキルアップ向上による充実した教育相談の実施